発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。

四　火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。

五　火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ　火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。

ロ　イに掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。

ハ　ロに掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。

（保安規定）

第九十二条　法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

［一～二十一　略］

二十一の二　火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

［二十二～二十八　略］

2　［略］

3　法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

［一～十八　略］

十八の二　火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

［十九～二十七　略］

［4・5　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（保安規定）

第九十二条　法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

［一～二十一　同上］

［号を加える。］

［二十二～二十八　同上］

2　［同上］

3　法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

［一～十八　同上］

［号を加える。］

［十九～二十七　同上］

［4・5　同上］